

様式2 (審査基準)

審査基準

基準の名称	埋立権の譲渡の許可審査基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
公有水面埋立法	第16条 第1項	埋立権の譲渡の許可
基準の内容		
<p>公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号）第16条第1項に規定する埋立権の譲渡の許可については公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年4月8日勅令第194号）及び公有水面埋立法施行規則（昭和49年3月18日運輸・建設省令第1号）に定めがあるもののほか、次により措置するものとする。</p> <p>埋立権の譲渡の許可に当たっては、当該埋立の目的、譲受人の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事実施の方法等を審査し、当該埋立てを適格に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ許可するものとする。</p> <p>標準処理期間60日</p>		